

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◀ 特別償却と税額控除はどちらが有利？

Q：当社は、今期に、電子機器利用設備を取得しました。この設備は特別償却と税額控除のどちらかを選択することができるのですが、どちらが有利でしょうか。

A：設備を取得した初年度だけについて考えると、特別償却を選択した方が税負担が少なくなりますが、次年度以降はその分税負担が多くなります。一方、税額控除ではそれだけ税額を減らすことができます。

【解説】

電子機器利用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除の制度は、その設備の取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の税額控除の選択適用が認められるという制度で、特別償却と税額控除には次のような特徴があります。

(1)特別償却

- ①特別償却をしなくても、その分についてはいずれ償却されることとなります。
- ②特別償却の額がその年の法人税額により制限されることはありません。また1年間の繰り越しが認められます。

(2)税額控除

- ①法人税から直接差し引くことができ、税額そのものを減らすことができます。
- ②その年の法人税額の20%が限度で、それ以上の税額控除はできませんが、1年間の繰り越しは認められます。

どちらを選択するかは、その年の資金事情、法人税額、次期以降の利益予測などを総合的に考慮して決定してください。

